

## 目次

### 議題3. こども誰でも通園制度について

- (1) 制度創設の背景
- (2) 制度の位置づけ(法令上の根拠)
- (3) 制度の基本概要
- (4) 制度実施事業者の要件
  - ① 実施方法
  - ② 職員配置基準
  - ③ 施設基準
- (5) 事業を実施するための認可(認可する事業所の報告)
  - ① 意見聴取の根拠
  - ② 認可申請事業所一覧
  - ③ 認可に対する本市の考え方
- (6) 給付を受けるための確認(認可事業所の定員)
  - ① 意見聴取の根拠
  - ② 確認申請事業所一覧
  - ③ 公立保育所での実施

### 議題4. 第3期末更津市子ども・子育て支援事業計画の変更

- (1) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針等※の改正に伴う対応について
- (2) こども誰でも通園制度
  - ・資料4-1 こども誰でも通園制度に関するアンケート調査結果
  - ・資料4-2 子ども・子育て支援事業計画(こども誰でも通園制度・変更案)
- (3) 保育園、認定こども園等における保育の実施
- (4) 第3期末更津市子ども・子育て支援事業計画(変更案)
  - ・資料4-3 子ども・子育て支援事業計画(確保量・変更案)

### 議題5. 認可事業所の公募について

- (1) 保育園、認定こども園等における保育の実施
- (2) 募集の概要(案)
- (3) 第3期末更津市子ども・子育て支援事業計画(変更案)
  - ・資料5\_子ども・子育て支援事業計画(変更案)

## 議題3. こども誰でも通園制度について

### (1) 制度創設の背景

こども誰でも通園制度は、「こども未来戦略」に基づき創設されたもので、すべての子どもが良質な成育環境を得られるようにすること、また、保護者の就労の有無にかかわらず支援を受けられるようにすることを目的とした新しい給付制度です。

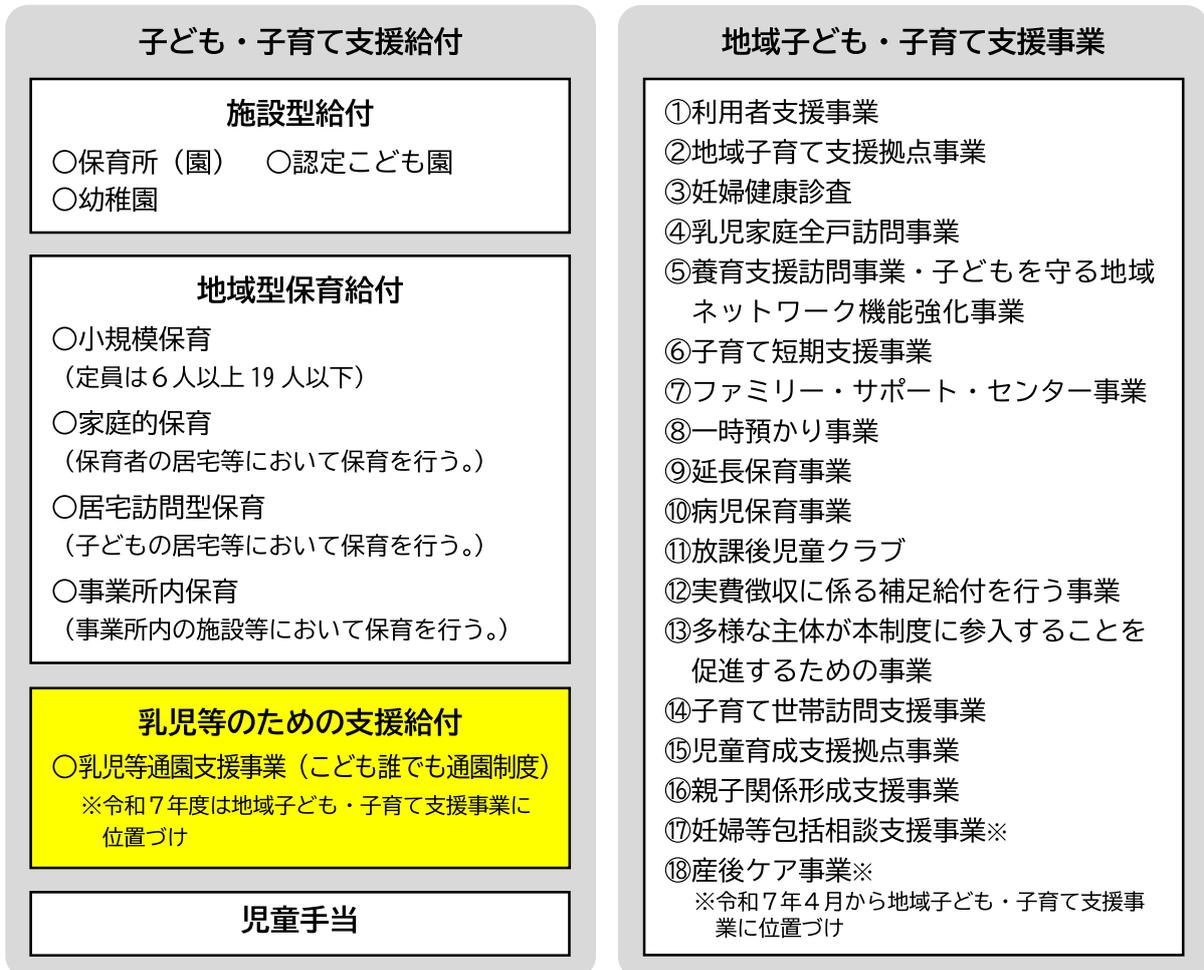
特に 0～2 歳の約 6 割が未就園であり、家庭の孤立・育児不安が問題となっている現状を踏まえ、未就園児を支える新しい仕組みとして導入されます。

### (2) 制度の位置づけ（法令上の根拠）

令和 6 年法律第 47 号による子ども・子育て支援法の改正により、「乳児等のための支援給付」として制度が法定化され、令和 8 年 4 月 1 日から新しい給付制度として全国の自治体で実施されます。

（児童福祉法第 6 条の 3、子ども・子育て支援法第 30 条の 12～21、及び第 30 条の 13 の準用規定）

#### <子ども・子育て支援制度の全体像>



### 🌱(3) 制度の基本概要

対象児童	生後6か月から満3歳未満の乳幼児 保育所、認定こども園、地域型保育事業等、企業主導型保育施設に在籍していない子ども
利用内容	月10時間まで、保育所等を時間単位で利用可能 保護者の就労要件等は不要
利用料	標準的には1時間300円程度
実施場所	保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所、認可外保育施設、子育て支援センターなど、施設類型を問わない。

### 🌱(4) 制度実施事業者の要件

乳児等通園支援事業を行う施設は、市町村から「乳児等通園支援事業の認可」を受け、「乳児等通園支援給付費の支給対象となる事業を行う者」として事業所ごとに利用定員を定めて確認を受ける必要があります。

(児童福祉法第6条の3、第34条の15第2項、子ども・子育て支援法第54条の2)

<認可基準> 木更津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

<確認基準> 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

#### ① 実施方法

- ・一般型（在園児合同・専用室・独立施設）
- ・余裕活用型（既存施設の0歳～2歳児の定員に対する受入れ枠に余裕がある場合）

#### ② 職員配置基準

##### (1) 一般型

乳児等通園支援従事者は、保育士又は市町村等が実施する研修を修了した者とし、そのうち半数以上を保育士としなければならない、かつ2名以上を配置することを要する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、専任職員1名の配置でも可とする。

① 保育所等と一体的に実施し、当該保育所等の職員から支援を受けられる場合であり、専任の乳児等通園支援従事者が保育士であるとき。

② 利用乳幼児が3人以下であり、保育所等の保育室等（在園児と合同の部屋）で実施し、当該保育所等の職員が保育士であるとき。

その他、受入れ児童数に応じた職員配置基準は、保育所等と同様の施設基準を適用する。

##### (2) 余裕活用型

既存の保育室及び職員配置の範囲内で実施するものであり、現行の施設基準を適用する。

## ③ 施設基準

- (1) 乳児室 乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき1.65㎡以上
- (2) ほふく室 乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上
- (3) 保育室又は遊戯室 満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上

(5) 事業を実施するための認可（認可する事業所の報告）

## ① 意見聴取の根拠

児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抜粋）

（家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業）

第34条の15 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

3 市町村長は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第1項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第4号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。

<略>

4 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

## ② 認可申請事業所一覧

「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）事業者募集」により、令和7年12月24日から令和8年1月20日まで認可に係る事前協議の受付を行ったところ、期日までに5事業所から事前協議書類の提出がありました。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び木更津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年木更津市条例第37号）等の関係法令による審査の結果、ゆりかご保育園ほか4施設に対し、乳児等通園支援事業の認可を行うものです。

	所在地	施設類型	0歳	1歳	2歳	計
ゆりかご保育園	長須賀1366	保育所	1人	2人	2人	5人
岩根みどり幼稚園	岩根3-10-9	幼稚園			6人	6人
オーキッド千束台保育園	千束台1-14-9	小規模保育所	1人	1人	1人	3人
木更津つくし幼稚園	桜町2-1-20	幼稚園			12人	12人
一時預かり専門託児所 はなまる一む	高砂2-3-31	認可外保育施設	2人	2人	3人	7人

	開所日及び開所時間
ゆりかご保育園	月曜日から金曜日(9:00-12:00)
岩根みどり幼稚園	月・火・水・木・金曜日 午前10:00-12:00
オーキッド千束台保育園	平日(週5日)午前9:00-午後4:30
木更津つくし幼稚園	平日(週5日)午前9:30-11:30・午後13:00-15:00
一時預かり専門託児所 はなまる一む	月～木 9:30-11:30、13:30-15:30 金・土・日・祝日は提供なし

### ③ 認可に対する本市の考え方

審査の結果、すべての事業所が乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（基準省令）に適合していると判断した場合、認可申請を行った5事業所すべてについて、認可します。

※「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（基準省令）への適合の確認結果」について、会議当日までに資料作成し、当日配布とさせていただきます。

なお、本事業の実施・認可に伴う保育施設等の利用定員の増減はありません。

## (6) 給付を受けるための確認（認可事業所の定員）

### ① 意見聴取の根拠

子ども・子育て支援法の一部改正（令和6年法律第47号）により、「乳児等のための支援給付」（通称：こども誰でも通園制度）が新設され、令和8年4月1日から施行されることにより、同法第30条の12から第30条の21及び第30条までの規定が整備され、併せて第30条の13において法第10条の6、第10条の7及び第12条から第16条の規定が準用されます。

認可を受けた事業者が乳児等通園支援を提供する場合、子ども・子育て支援法第54条の2の規定に基づき、市町村から、「乳児等通園支援給付費の支給対象となる事業を行う者」としての確認を受ける必要があります。この確認は事業所ごとに行われ、事業者は各事業所の利用定員を定めた上で、市町村の確認を受けなければなりません。

また、第3項により、「市町村長は、乳児等通園支援事業所の利用定員を定めようとするときは、審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。」と定められています。

### ② 確認申請事業所一覧

確認を行う事業所について、別紙一覧のとおり報告いたします。

※資料：乳児等通園支援給付に係る事業所一覧

確認申請書受付後、会議当日までに作成し、当日配布とさせていただきます。

## ③ 公立保育所での実施

令和7年9月17日付け「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」等の改正等について（こども家庭庁成育局保育政策課）通知により、「十分な提供体制の確保が見込めない場合は、公立の施設又は事業所における乳児等通園支援事業の実施を積極的に検討すること。」と示されました。

これを受け、提供体制の拡充のため公立保育所での実施を検討した結果、わかば保育園で実施することとしました。

	所在地	施設類型	0歳	1歳	2歳	計	開所日及び開所時間
わかば保育園	大和3-2-4	保育所	(3人)	(2人)	(6人)	6人	月曜日から金曜日 午前9:00-11:30 午後13:30-16:00

※1日あたりの受入れ人数は最大6人

## 議題4. 第3期木更津市子ども・子育て支援事業計画の変更

### (1) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針等の改正に伴う対応について

市町村・都道府県が子ども・子育て支援事業計画を策定し、教育・保育や地域子育て支援を実施する際の基本方針である「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年内閣府告示第159号）が令和7年9月29日（内閣府告示第124号）改正されました。

この改正により、こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の本格実施に伴い市町村子ども・子育て支援事業計画に新たに以下の項目の記載が必須とされました。

- (A) 乳児等通園支援の「量の見込み」
- (B) 乳児等通園支援の「提供体制の確保」の内容と実施時期
- (C) 乳児等のための支援給付に係る「教育・保育等の一体的提供体制」の整備

本市においては、令和7年3月に策定した「第3期木更津市子ども・子育て支援事業計画」において、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について「量の見込み及び確保量」、「提供体制・確保方策の考え方」を記載しておりますが、新たに記載必須とされた項目について追記し、計画を変更する必要があります。

子ども・子育て支援事業計画の変更が必須となったため、計画変更にあたって「こども誰でも通園制度に関するアンケート調査」を実施し、乳児等通園支援の量の見込みについて把握に努めることとしました。

### (2) こども誰でも通園制度

- ・資料4-1 こども誰でも通園制度に関するアンケート調査結果
- ・資料4-2 子ども・子育て支援事業計画（こども誰でも通園制度・変更案）

### (3) 保育園、認定こども園等における保育の実施

乳児等通園支援の提供体制の確保のため、公立保育所での事業実施を検討する中で、改めて施設の現況を把握することを目的として施設内の計測を行いました。

計測結果から、乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室の現況の有効面積をもとに、定員の見直しが必要になりました。このため、別紙資料のとおりわかば保育園及び桜井保育園の定員を変更します。

<定員変更案>

クラス	わかば保育園			桜井保育園			変更値 合計
	定員	R8.4～ 定員案	減人数	定員	R8.4～ 定員案	減人数	
0歳児	12人	6人	▲6人	9人	6人	▲3人	▲9人
1歳児	14人	12人	▲2人	12人	12人	—	▲2人
2歳児	22人	18人	▲4人	23人	18人	▲5人	▲9人
3歳児	24人	20人	▲4人	23人	21人	▲2人	▲6人
4歳児	24人	20人	▲4人	26人	22人	▲4人	▲8人
5歳児	24人	20人	▲4人	27人	22人	▲5人	▲9人
計	120人	96人	▲24人	120人	101人	▲19人	▲43人

公立保育所2園の定員変更に伴い、第3期木更津市子ども・子育て支援事業計画の「保育園・認定こども園における保育の実施」の項の「量の見込み及び確保量」のうち、『確保量』を変更します。

(4) 第3期木更津市子ども・子育て支援事業計画（変更案）

・資料4-3 子ども・子育て支援事業計画（変更案）

## 議題5. 認可事業所の公募について

## (1) 保育園、認定こども園等における保育の実施

## ・【提供体制・確保方策の考え方】

本市の保育の受け皿となる定員は、令和7年度以降、2,290人、令和8年度以降は2,383人であることから、3号認定（1～2歳児）の確保量は足りない見通しです。今後、保育士修学資金貸付制度を活用した、保育人材の育成及び確保に努め、受入れ児童数を確保していきます。また、就学前児童数は減少傾向にあることから、適正な定員確保に努めていきます。

## ・具体的な確保方策

	これまで	令和8年度
確保方策	保育士の確保により既存施設で受入れ児童数を確保	利用定員の拡大を図る
留意点	既存施設の利用定員120%を超える定員超過状態が一定期間継続した場合、減額調整となる。	就学前児童数は減少傾向にある。
課題と対応	減額調整の対象となる「一定期間」の要件の厳格化 直前の連続する「5年間」→「2年間」へ短縮 既存施設の弾力的運用による受入れ児童数の拡大が困難になる。	公募により新規施設を設置し、利用定員を増やすことにより、受入れ児童数の拡大が可能となる。

これまで本市では、保育士の確保を進めることで、既存の保育施設における弾力的運用による保育提供体制の拡充を図ってまいりました。

しかし近年、年度当初の受入れ児童数が各保育施設の利用定員を上回る状況が続いており、令和7年度当初の入所率は平均105.9%となっています。

また、令和7年4月11日付でこども家庭庁成育局保育政策課公定価格担当室から「定員超過減算の要件の見直し」に係る通知があり、定員超過状態が一定期間継続した場合の減額調整の要件について、直前の連続する「5年間」から、令和7年度より「2年間」へ短縮されることとなりました。なお、令和4年4月1日、令和5年4月1日、令和6年4月1日のいずれかの時点において待機児童がいた地方公共団体に所在する施設・事業所は1年間を経過措置期間とし、令和8年度から適用されます。

この見直しにより、保育士の確保による既存施設の弾力的運用では、これまでのように保

育提供体制を拡充することが難しくなる見通しです。

そのため、市内保育施設の利用定員の拡大を図る必要があります。

ついては、3号認定（1～2歳児）の受入量を確保し、定員拡充を図るため、2歳児以下を対象とした小規模保育所の公募を実施いたします。

## (2) 募集の概要（案）

施設種別	小規模保育事業 A 型
募集区域	市街化区域全域 ※土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域を除く。
設置方法	新設または既存物件(賃貸含む。)の改修による設置
募集施設数	※令和7年度3月時点待機児童数及び令和8年4月待機児童数見込みにより決定
開設時期	令和8年度から令和9年4月1日
1施設当たりの定員	19人以内 ただし、1歳児・2歳児合わせて15人以上受け入れること

## (3) 第3期木更津市子ども・子育て支援事業計画（変更案）

具体的な確保方策を計画に記載します。

### ・資料5\_子ども・子育て支援事業計画（変更案）

#### 【提供体制・確保方策の考え方】

変更前	変更後
<p>本市の保育の受け皿となる定員は、令和7年度以降、2,290人、令和8年度以降は2,383人であることから、3号認定（1～2歳児）の確保量は足りない見通しです。今後、保育士修学資金貸付制度を活用した、保育人材の育成及び確保に努め、受入れ児童数を確保していきます。また、就学前児童数は減少傾向にあることから、適正な定員確保に努めていきます。</p>	<p>本市の保育の受け皿となる定員は、令和7年度以降、2,290人、令和8年度以降は2,383人であることから、3号認定（1～2歳児）の確保量は不足する見通しです。また、量の見込み及び確保量は各年度当初の数値を基準としていますが、近年の年度途中における待機児童数の推移を見ると、全ての年齢において待機児童が生じている状況です。</p> <p>このため、これまで取り組んできた保育士修学資金貸付制度等を活用した保育人材の育成及び確保に引き続き努めるとともに、新規施設の整備による定員の増加を進め、適正な定員確保に取り組んでいきます。あわせて、就学前児童数が減少傾向にあることを踏まえ、地域の実情に応じた持続可能な保育環境の整備を推進することで、適正な定員管理に努めていきます。</p>